

大規模災害で被災した室蘭工業大学学部志願者への入学検定料免除措置について

大規模災害により、被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

室蘭工業大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、大規模災害において被災した入学志願者に入学料検定免除の措置を行っています。今年度の入学検定料免除申請方法は以下のとおりとなっております。

1 特例措置の対象となる入試

令和5年度学部入試

(一般、総合型、学校推薦型、社会人、帰国子女、中国引揚者等子女、企業推薦型、私費外国人留学生)

2 措置内容

入学検定料（昼間 17,000 円、夜間主 10,000 円）の免除
(3月下旬に相当額を指定の口座に振込みます。)

3 対象となる災害

東日本大震災、令和元年台風第19号に伴う災害、令和2年7月3日からの大雨による災害、令和2年台風第14号による災害、令和3年1月7日からの大雪による災害、令和3年福島県沖を震源とする地震、令和3年栃木県足利市における大規模火災、令和3年新潟県糸魚川市における地滑り、島根県松江市における大規模火災、令和3年7月1日からの大雨による災害、台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害、令和3年8月11日からの大雨による災害、令和3年長野県茅野市において発生した土石流、令和4年福島県沖を震源とする地震、令和4年7月14日からの大雨による災害、令和4年8月3日からの大雨による災害、令和4年台風第14号に伴う災害、令和4年台風第15号に伴う災害

4 措置対象者

学部入学志願者の主たる学資負担者が上記災害の被災者であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 主たる学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流出した場合
- (2) 主たる学資負担者が死亡又は行方不明となった場合
- (3) 主たる学資負担者の居住地が、福島第一原子力発電所の事故により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく警戒区域又は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく計画的避難区域に指定された場合

5 申請方法

以下の入学検定料免除申請書に必要事項を記入し、被災した事実を証明する書類（コピー可）を添えて、申請期間中に本学入試戦略課へ送付してください。

- ※ 申請期間 令和5年2月6日（月）～2月28日（火）【必着】
- ※ 出願後の申請により返還しますが、出願の際には必ず入学検定料の振込みが必要です。
- ※ 申請結果を不許可者に別途通知いたしますが、許可者には検定料相当額の振込みをもって通知にかえさせていただきます。

6 本件に関する問合せ先及び申請書送付先

室蘭工業大学入試戦略課（TEL 0143-46-5161）

郵送の場合 〒050-8585 北海道室蘭市水元町 27-1

Eメールの場合 nyushi@mmm.muroran-it.ac.jp